

人権啓発フェスティバル2018

日時 8月5日(日)11時～15時30分
会場 総合コミュニティセンター (湊町七丁目)

内容 【コミュニティプラザ】
 11時から人権啓発作品展示コーナー、福祉作業所手作り品などの販売、カフェコーナー、ボッチャ (パラリンピック競技) 体験コーナーなど

【カメラホール】
 13時から開会行事▶13時30分からチベット歌手・バイマーヤンジンさんによる講演「チベットと日本 異文化を超えて」
 ※手話通訳・要約筆記あり

定員 900人 (先着順)
料金 無料 (講演会は入場券が必要)

申し込み 7月27日(金) (消印有効) までに、電話・はがき・ファクス・eメールで、参加者の住所、氏名 (ふりがな)、電話番号、必要枚数 (1人につき5枚まで) を〒790-8571 人権啓発課 jinkenfes@city.matsuyama.ehime.jpへ

※ファクス・eメールは、タイトルを「人権啓発フェスティバル申し込み」と記載してください

問 人権啓発課 ☎948-6380 ・ FAX934-1742



バイマーヤンジンさん

出産前から、小児科医に相談してみませんか？

出産前小児保健指導事業(プレネタルビジット)

もうすぐお母さんになる人や産後間もないお母さんを対象に、無料で小児科医へ相談できる機会を提供しています。赤ちゃんの病気や育児、予防接種に関することなど、不安や相談がありましたら、ぜひご利用ください。

■ 出産前小児保健指導の仕組み

事業参加産婦人科、子ども総合相談センター事務所へ相談

小児科医への紹介状を書いてもらう

予約



事業参加小児科へ相談



■ 相談内容の例

- ・アレルギー性疾患や遺伝性疾患に関すること
- ・予防接種の受け方
- ・小児科受診のタイミング
- ・授乳、夜泣き など

対象 市内在住の妊産婦 (妊娠2カ月～出産後2カ月程度) とその配偶者を含む家族

料金 無料 (1人1回)

申し込み 電話で、事業参加産婦人科 (市ホームページまたは母子健康手帳交付時に配布しているママパパセットに掲載)、または子ども総合相談センター事務所 (市保健所・消防合同庁舎〈萱町六丁目〉2階) へ
 ※直接、事業参加の小児科 (市ホームページまたは母子健康手帳交付時に配布しているママパパセットに掲載) へ予約も可

問 子ども総合相談センター事務所 ☎922-2399 ・ FAX922-2150

所得の減少や失業など、経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、申請し承認されると、保険料の免除や猶予が受けられます。

免除や猶予が承認された期間は、年金を受けるために必要な期間に算入されません。

保険料は納付期限までに納める必要がありますが、困難な場合は免除や猶予の申請をしましょう。

※平成26年4月から法律が改正され、未納の人は、申請時から2年1カ月前までの期間をさかのぼって申請



問 国保・年金課 ☎948-6352 ・ FAX934-2631、松山東年金事務所 (朝生田町一丁目) ☎946-2146 ・ FAX933-1319

所得の減少や失業など、経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、申請し承認されると、保険料の免除や猶予が受けられます。

免除や猶予が承認された期間は、年金を受けるために必要な期間に算入されません。

保険料は納付期限までに納める必要がありますが、困難な場合は免除や猶予の申請をしましょう。

※平成26年4月から法律が改正され、未納の人は、申請時から2年1カ月前までの期間をさかのぼって申請

免除・猶予の内容

■ 免除 (全額免除・一部免除)

本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定基準額以下の場合、保険料の納付を全額または一部免除。

■ 納付猶予

20歳以上50歳未満で、本人・配偶者の所得が一定基準額以下の場合、保険料の納付を猶予。

※免除・猶予とも、所得の申告が必要な場合があります。

退職 (失業) 者への特例

退職 (失業) した人は離職票などを添えて申請すると、本人の所得が一定基準額以上であっても保険料の免除・猶予が認められます。

ただし、審査対象となる配偶者・世帯主に一定基準額以上の所得があると、免除・猶予が認められない場合があります。

手続きに必要なもの

① 年金手帳または本人確認ができるもの

② 印鑑

〔退職 (失業) が理由の場合〕

① ②に加え、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証 (公務員の場合は辞令書)

※必要書類が異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください

〔代理人申請の場合〕

① ②に加え、委任状と代理人の本人確認ができるもの

国民年金保険料の免除制度

ご存じですか？

退職 (失業) 者への特例

手続きに必要なもの



設立総会の様子

味生地区

まちづくり協議会が新たに設立

私たちのまちは私たちの手で！

地域住民や団体が連携して組織するネットワーク型の住民自治組織「まちづくり協議会」は、市内41地区のうち28地区で設立されています。味生地区では5月8日に協議会が設立されました。市では引き続きまちづくり協議会をまちづくりのパートナーとして、組織

の成熟度に応じて一定の権限や責任、財源を徐々に譲り、協働でまちづくりに取り組んでいきます。

問 市民参画まちづくり課 ☎948-6963 ・ FAX934-3157

住んでいて良かったと感じられる地区を目指す

会長
井原 清彦さん

地区の皆さんと協力しながら課題解決や魅力の発掘に取り組みます。誰もが住んでいて良かったと感じられる味生地区を目指して、活動していきます。

地域力パワーアップ大会

～力を結集！私たちの手で災害に立ち向かう～

日時 7月7日(土)14～16時
会場 松山市民会館 (堀之内) 中ホール
内容 「防災・減災」をテーマに、まちづくり協議会や高校生が取り組んだ事例発表やコミュニティ・アドバイザーを交えた意見交換
 ※手話通訳・要約筆記あり

料金 無料
 問 市民参画まちづくり課 ☎948-6963 ・ FAX934-3157



昨年の様子